

第6章 主要事業の目標事業量

1. 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

⇒ 滝川市においては、「市全域」を教育・保育提供区域として設定することとします。



2. 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」に関し、ニーズ調査結果をもとに、滝川市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえ、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び確保方策」を設定しました。

①年齢の設定

年齢は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	幼稚園（認定こども園）	3～5歳
2号認定①	幼稚園 ※保育を必要とする事由に該当し、教育を希望	3～5歳
2号認定②	保育所（認定こども園） ※保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	3～5歳
3号認定	保育所（認定こども園・地域型保育事業）	0～2歳

②需要量と確保の方策

【平成27年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	429		241	176	71
	認定こども園、幼稚園		160			
	合計①		589	241	176	71
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	176	71
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設			15		
	合計②		565	265	176	71
②-①			△24	24	0	0

【平成28年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所、 認定こども園、幼稚園	387		218	180	69
	合計①		532	218	180	69
	特定教育・保育施設			250	180	69
確 保 方 策 (提 供 量)	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	180	69
	②-①		33	32	0	0

【平成29年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	373		210	174	67
	認定こども園、幼稚園		139			
	合計①		512	210	174	67
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	174	67
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	174	67
		②-①	53	40	0	0

【平成30年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	355		200	168	65
	認定こども園、幼稚園		133			
	合計①		488	200	168	65
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	168	65
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	168	65
		②-①	77	50	0	0

【平成31年度】

市全域		1号認定	2号認定①	2号認定②	3号認定	
		3歳以上教育		3歳以上保育	1～2歳保育	0歳保育
見 込 量	認定こども園、保育所	356		200	162	62
	認定こども園、幼稚園		133			
	合計①		489	200	162	62
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設			250	162	62
	確認を受けない幼稚園		565			
	認可外保育施設					
	合計②		565	250	162	62
		②-①	76	50	0	0

※各年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上している施設に関しても、平成28年度以降については特定教育施設へ移行する可能性があります。

※各年度の確保方策において「確認を受けない幼稚園」として計上している数値の内訳は、滝川市420名、新十津川町140名、砂川市5名です。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

現時点において、認定こども園を含む、新たな施設の設置は検討されていませんが、いずれの認定区分においても、現提供量で見込量をまかなうことができる見込みであることから、施設の状態（老朽化・耐震性）や地域性、スムーズな就学移行を考慮しながら、適切な提供量の確保及び利用調整に努めます。

また、児童数の急変等により、提供量が不足する見込みとなった場合には、地域型保育事業の活用等により、必要量の確保に努めます。

なお、市内私立幼稚園については、本計画策定段階において、従来通りの運営を選択されましたが、平成28年度以降、特定教育施設へ移行する可能性があります。

(3) 教育・保育の推進に関する体制の確保

本計画策定時点において、市内の保育所に関する窓口は子育て応援課が担当し、幼稚園利用に関する窓口は学校教育課が担当していることから、相互の連携を図りながら利用者の対応、情報提供に努めます。

なお、市内私立幼稚園に関しても、新制度移行に係る相談窓口は子育て応援課が担当していますが、特定教育施設へ移行するなど、状況に変化があった際には、一体的な体制の確保等につき検討します。

(4) 教育・保育の質の向上

幼児期における教育、保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「幼保小連携」の強化が緊要な課題となっています。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員並びに関係職員が幼児・児童の発達段階を踏まえた教育内容や指導方法の違いと共通点について理解を深めることで、幼児期の教育の成果が小学校へつながるようにすることが大切です。

このことから、異校種間の授業参観や協議を通して、幼稚園・保育所と小学校の各段階で取り組むべき課題を明らかにし、相互の教育実践のより一層の充実を図ることを目的として「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を引き続き開催することとします。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園や保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施します。

とくに、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

3 . 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保量	3	3	3	3	3

◆実施方針◆

新規事業となるため、子育て応援課のほか、地域子育て支援センター2か所が役割を担うこととし、利用者ニーズを把握しながら、保健センター等での【母子保健型】の開設について検討します。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	1,848	1,851	1,787	1,728	1,672
確保量（箇所数）	3	3	3	3	3

◆実施方針◆

現在、市内3カ所（一の坂地域子育て支援センター、花月地域子育て支援センター、親子ひろばとんとん）で開設しており、現状の体制を基本にしつつも、利用者数が減少傾向にあることから、効率的な運営に向け検討します。

3 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量（人数）	280	260	260	260	260
見込量（回数）	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640
確保量	3,920	3,640	3,640	3,640	3,640

◆実施方針◆

妊娠中の健康管理とすこやかな赤ちゃんの出産のために、原則、お一人14回分の妊婦健康診査の費用を助成します。

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	243	235	226	220	213
確保量	250	250	250	250	250

◆実施方針◆

現在実施している保健師、子育て支援センター職員及び支援員による訪問を継続するほか、支援員等に対する研修の実施につき検討します。

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	24	24	23	22	21
確保量	25	25	25	25	25

◆実施方針◆

現在実施している保健師による対応を継続して実施します。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	0	0	0	0	0
確保量	0	0	0	0	0

◆実施方針◆

現状においては、対象となる施設、ニーズがないものと判断し、民間に委ねることとします。

7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	195	191	187	185	176
確保量	331	331	331	331	331

◆実施方針◆

現在実施している1か所で実施します。引き続き、援助活動の担い手となる提供会員に関し、人材確保と研修を通じた質の向上を図ります。

8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(保育所)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	16,307	15,573	15,009	14,404	14,164
確保量	17,700	17,700	17,700	17,700	17,700

(幼稚園)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量(1号認定)	1,599	1,447	1,394	1,325	1,328
〃(2号認定)	41,471	37,520	36,153	34,362	34,443
確保量(延べ人数)	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200

◆実施方針◆

現在実施している保育所において行うことを基本としますが、利用の状況を注視しながら、実施施設の集約化を含め検討することとします。

また、幼稚園における一時預かり事業については、市内私立幼稚園が特定教育施設へ移行した場合につき、本事業に位置付け、実施を検討することとします。

9 時間外(延長)保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	328	313	300	289	285
確保量	390	390	390	390	390

◆実施方針◆

利用者の意向に基づき、現在実施している保育所において引き続き実施することとします。

10 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	549	522	503	482	474
確保量	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

◆実施方針◆

現在滝川中央保育所において実施している、病後児保育事業を引き続き実施します。また、利用対象者の拡大につき検討します。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量	301	294	284	279	256
確保量	300	300	300	300	300

◆実施方針◆

放課後児童クラブ事業については、現定員をほぼ満たす利用希望が見込まれており、平成31年度に向け、基本的に現状の6か所の体制を確保しながら、利用希望を満たせるよう努めるとともに、利用時間延長について検討します。

また、現在4か所で運営している放課後子ども教室については、平成31年度に向け、各施設の利用状況を踏まえながら、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型を含め、活動内容、実施場所について検討します。

なお、放課後児童クラブ事業において、各児童クラブにおける一つの支援の単位の定員については、国が示す40名に近づけるよう努めるとともに、「放課後子ども総合プラン」で示された一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会を設置するとともに、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努め、小学校の空き教室の利用など学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、平成31年度までに2か所の移行、開設を目指します。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆実施方針◆

国、近隣地域の動向を見ながら、必要に応じて実施に向けて検討することとします。

【子どもの人口の見込み】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	256	247	238	232	224
1歳	263	254	245	236	230
2歳	239	259	250	242	232
0～2歳小計	758	760	733	710	686
3歳	282	233	252	243	235
4歳	278	277	229	248	239
5歳	307	274	274	227	245
3～5歳小計	867	784	755	718	719
6歳	294	303	271	270	224
7歳	306	295	305	272	272
8歳	321	301	290	299	266
6～8歳小計	921	899	866	841	762
9歳	279	318	298	287	296
10歳	309	276	314	294	283
11歳	325	308	275	313	293
9～11歳小計	913	902	887	894	872
0～11歳合計	3,459	3,345	3,241	3,163	3,039

